

# 関島社会保険労務士事務所便り

2013年  
8月号

社会保険労務士・行政書士  
関島 康郎

〒125 - 0041  
東京都葛飾区東金町2 - 7 - 12  
電話：03-3609-7668  
FAX：03-3609-5010  
HP：<http://www.srseki.info>



## 一世帯あたりの貯蓄額1658万円の実際

### ◆1世帯あたりの貯蓄額

総務省が実施した平成24年の「家計調査（貯蓄・負債編）」の結果が5月24日に公表されました。

これによると、2人以上の世帯の1世帯あたりの貯蓄高（平成24年平均値）は1,658万円（前年比0.4%減）だったそうです。

また、年間収入は平均606万円（同1.0%減）で、貯蓄年収比（貯蓄高の年間収入に対する比率）は273.6%（同1.7ポイント上昇）となりました。

一般的に将来不安が多い時ほど財布の紐は

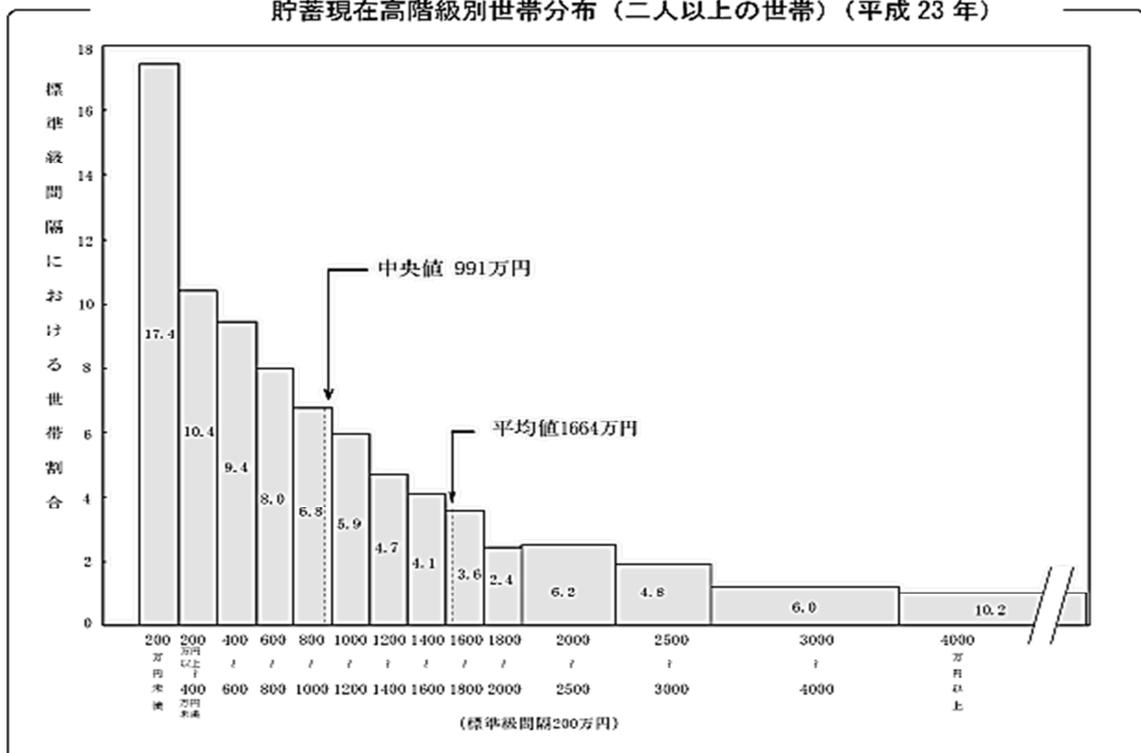
固くなるといわれ、その動向が注目されます。

### ◆平均値を下回る世帯が約3分の2

なお、2人以上の世帯について、貯蓄高の階級別世帯分布をみると、平均値を下回る世帯が約3分の2（67.2%）を占め、貯蓄の多い世帯が平均値を押し上げていることがわかります。

そのため、平均値は多くの人が高いと感じ、中央値（平成23年度で991万円）が実際の平均値と言えます。貯蓄高が100万円未満の世帯の割合は10.6%です。

貯蓄現在高階級別世帯分布（二人以上の世帯）（平成23年）



# 健康保険の「傷病手当金」

## 支給開始から1年6ヶ月の範囲内で退職後も受けられる

私は現在、傷病手当金を受けて会社を休んでいます。会社の就業規則では6ヶ月休むと退職と決められていますが、退職後も引き続き受けられるのでしょうか。

健康保険の傷病手当金は、国民健康保険にはない制度です。被保険者が病気やケガのために会社を休み、事業主から十分な報酬が受けられない場合に支給されます。

この傷病手当金は退職日に被保険者期間が1年以上あって、その受給権が発生している場合には、退職しても受け始めてから1年6ヶ月の間は受けられます。

### ◆傷病手当金の支給される条件

- ① 業務外の事由による病気やケガの療養のための休業であること  
健康保険で受けられる疾病に限らず、自費の場合でも受けられますが、労災保険対象である業務上・通勤災害や、病気とみなされないもの（美容整形など）は対象外です。
- ② 仕事に就くことができないこと  
原則として会社の証明と医師の証明が必要です（退職後は会社の証明不要）。
- ③ 連続して4日以上仕事につけないこと  
病気やケガの療養のため仕事を休んだ日から連続して3日間（待期）の後、4日目以降の仕事に就けなかった日に対して支給されます。待期には、有給休暇、土日・祝日等の公休日も含まれます。
- ④ 休業した期間について給与の支払いがないこと  
給与の支払いがあっても、傷病手当金の額よりも少ない場合は、その差額が支給されます。

### ◆支給される傷病手当金の額

1日につき被保険者の標準報酬日額の3分の2に相当する額（1円未満四捨五入）が支給されます。標準報酬日額は、標準報酬月額の30分の1に相当する額（10円未満四捨五入）です。給与の支払いがあって、その給与が傷病手当金の額より少ない場合は、その差額が支給されます。

### ◆支給される期間

傷病手当金が支給される期間は、支給開始した日から最長1年6ヵ月です。これは、1年6ヵ月分支給されるということではなく、1年6ヵ月の間に仕事に復帰した期間があり、その後再び同じ病気やケガにより仕事に就けなくなった場合、復帰期間も1年6ヵ月に算入されます。

### ◆退職後の継続給付

退職日まで被保険者期間が継続して1年以上あり、被保険者資格喪失日の前日（退職日）に、現に傷病手当金を受けているか、受けられる前記①②③の条件を満たしているであれば、資格喪失後も引き続き支給を受けることができます。

ただし、一旦仕事に就くことができる状態になった場合、その後更に仕事に就くことができない状態になっても、傷病手当金は支給されません。

# キャリア形成促進助成金

## ◆制度の概要

従業員のキャリア形成を効果的に促進するため、職業訓練などを段階的に、かつ体系的に実施する事業主に対して助成する制度です。

支給額は、右の表の通り。若年従業員のキャリア支援、成長分野での人材育成といった労働政策における重点課題に対応する内容により、対象者、教育訓練内容、助成金額が異なります。

いずれも事業主都合により解雇等（退職勧奨を含む）をしたことがない事業主が対象です。

政策課題対応型訓練の助成金額		
Off-JT (訓練校等での職場外訓練)	経費助成	訓練に要した経費の1/2
	賃金助成	受講者1人1時間当たり800円
OJT (職場内訓練)	実施助成	受講者1人1時間当たり600円

## ◆若年人材育成コース

若年従業員を対象に訓練を実施する事業主に対して支給されます。

1. 雇用契約締結後5年以内かつ35歳未満の雇用保険の被保険者を対象とすること
2. Off-JTにより実施される訓練であること
3. 助成対象訓練時間が20時間以上であること
4. 訓練開始日において、採用後5年以内かつ35歳未満の労働者を対象とする訓練であること

## ◆成長分野等人材育成コース

健康・環境・情報産業等の重点分野（成長分野）の訓練を実施する事業主に対して支給されます。

1. 雇用保険の被保険者を対象とすること
2. Off-JTにより実施される訓練であること
3. 助成対象訓練時間が20時間以上であること
4. 成長分野等の業種に属する事業主、または成長分野等以外の業種に属する事業主であって、成長分野等の事業を実施しているか、あるいは、実施することを予定している事業主が、その雇用する労働者に対して実施する訓練であること

## ◆熟練技能育成・承継コース

熟練技能者の指導力強化や熟練技能者（注）による技能承継のための訓練、認定職業訓練を受講させる事業主に支給されます。

（注）熟練技能者とは、次の条件に該当する人です。①技能士1級技能検定、特級技能検定、または単一等級技能検定合格者、②職業訓練指導員、③組合等から熟練技能を保有している旨の推薦を受けた者、④自治体等が認知しているマイスター、⑤技能大会で優秀な成績を修めた者、⑥その他職業能力開発局長が認めた者

1. 雇用保険の被保険者であること
2. Off-JTにより実施される訓練であること（事業主自ら企画・実施する訓練、または、教育訓練機関が実施する訓練）
3. 助成対象訓練時間が20時間以上であること
4. 次のいずれかに当てはまるものであること
  - ア 熟練技能者の指導力強化のための訓練
  - イ 熟練技能者による技能承継のための訓練
  - ウ 認定職業訓練

## ◆認定実習併用職業訓練コース

新たに雇い入れた15歳以上45歳未満の雇用保険の被保険者（原則、雇入れ日と訓練開始日が同日である者に限る）とするOJT付き訓練のうち、厚生労働大臣の認定を受けた「実習併用職業訓練（実践型人材養成システム）」を実施する事業主に支給されます。

**●女性の平均寿命が世界一に返り咲き**

厚生労働省が2012年における日本人の平均寿命を発表し、女性が86.41歳（前年比0.51歳の伸び）で2年ぶりに長寿世界一となり、男性は79.94歳（同0.50歳の伸び）で過去最高を更新したことがわかった。男女ともに前年を上回るのは3年ぶり。（7月26日）

**●「ミニ保育所」新設で待機児童解消へ**

政府は、待機児童解消のためにビルの空きスペースなどを利用した「小規模保育（ミニ保育所）」を新設する方針を明らかにした。従来の認可基準を大幅に緩和して国費による支援を受けやすくすることで、利用者の負担軽減を見込んでいる。2014年度から自治体が事業に取り組めるようにする考え。（7月25日）

**●日本の女性就業率 OECD34カ国中24位**

経済協力開発機構（OECD）のまとめた「雇用アウトック2013」によると、日本の女性（25～54歳）の平均就業率は69%にとどまり、加盟34カ国中24位だった。これは約6割の女性が第1子出産後に退職するためとのこと。OECDは、日本の政府や企業に対し、女性の就業を支援するよう促した。（7月17日）

**●「育児休業給付」の引上げを検討**

田村厚生労働大臣は、「育児休業給付」について支給額を引き上げる考えを示した。現在は休業前の賃金の5割が子供の1歳の誕生日までに支給されるが、これを6割程度に引き上げる見通し。今後、労働政策審議会の雇用保険部会で詳細を詰め、2014年の通常国会への雇用保険法改正案提出を目指すとしている。（7月17日）

**●就活開始時期の繰下げ方針決定 経団連**

経団連は、大学生の就職活動を繰り下げる安倍政権の方針に合わせて企業の採用活

動を3カ月遅らせ、説明会の開始を4年生になる前の3月、面接の開始を8月からとする方針を決定した。具体的な指針の内容や企業向けの案内を今年9月までにまとめ、2016年4月入社採用から適用する。（7月9日）

**●2011年度の世帯所得が上昇 548万円に**

厚生労働省が2012年の「国民生活基礎調査」の結果を発表し、2011年度の1世帯あたりの平均所得が548万2,000円（前年度比1.9%増）となり23年ぶりの低水準だった昨年から10万2,000円上昇したことがわかった。18歳未満の子供がいる世帯の所得増により、生活苦を訴える世帯の比率も減少した。（7月5日）

**●ハローワークの求人情報を自治体に開放**

政府の地方分権改革推進有識者会議（雇用対策部会）は、今夏にまとめる提言において2014年度から公共職業安定所（ハローワーク）が管理する求人情報を自治体に開放する方針を盛り込むことを確認した。自治体の持つ情報と組み合わせることにより、国と地方が一体で就労支援できる仕組みをつくる。8月の地方分権改革推進本部で決定する。（7月2日）

**●失業手当の上限引下げへ 8月から**

厚生労働省は、雇用保険の基本手当の上限額を8月から最大で0.56%引き下げることを発表した。給与の平均額が2011年度より約0.5%下がったため、引下げは2年連続となる。（7月1日）

